

意見公募結果一覧

整理番号	条	項	カテゴリ	意見	規則反映	意見に対する対応方針又は考え方
1	全体		条文について	16条中社会教育関係団体の後に「、」を入れていますけど、法令の書き方としてその他の前に「、」を入れる例はあまり見ないと思うのですが。	反映	頂いたご意見を踏まえ、「、」を削除いたします。
2	全体		条文について	20条の見出しが抜けていると思います。	反映	頂いたご意見を踏まえ、「(電子書籍の利用)」を追加いたします。
3	10		個人貸出手続	個人貸出手続きに関する改正案(イ 個人貸出しの手続(第10条)※現行の条数を記載)に「図書館資料の貸出しを受けようとするときは、図書館カードのほか、情報通信機器に表示された利用者番号を提示することを追加します。」とありますが、これは要するにスマホで利用者番号を提示するよう求めるということでしょうか。その場合、スマホを持っていない利用者はどうすればよいのでしょうか。それから、私は体調を崩しやすいため、これまで家族にカードを渡して代わりに本を受け取りに行ってもらったのですが、それができなくなると不便です。	参考	図書館カードを提示する従来の方法でも引き続き貸出しができます。
4	20	2	電子書籍の利用	登録者1人に対して同時に利用に供することができる電子書籍は、2点以内とする。とありますが、2点では少なすぎます。例えば、資料Aを電子書籍で調べたとき、その内容を確認するためには、最低でも資料Bと資料Cがなければ精緻な比較はできません。2点の場合、資料Aを参照しつつ、貸し出された資料Bと比較した後、資料Bを返却し、資料Cを新たに貸し出し手続きする必要があります。こうした手間がかかる状態では、電子書籍の利用が難しくなります。最低でも3点に拡大することを希望します。	参考	多くの方にご利用いただけるよう、貸出点数はお一人2点以内としています。頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
5	20		電子書籍を活用した視覚障害者等の読書環境の整備	前回の令和4年度改正で、「読書バリアフリー法」を踏まえた「(障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)第21条」の整備をいただきましたが、法3条、10～17条に定める、地方自治体の責務としての(障害者が利用できる)特定電子書籍の整備に関する記述がなく、今回の改正の「第3章の2 電子書籍利用(第20条)」でも触れられていません。 一般の電子図書についても、墨字資料に比べて障害者が利用可能なモード(音声・点字等)での利用が可能であることから、電子書籍の障害者利用と特定電子図書資料の整備や利用拡大について、今回の改正20条に明記すべきではないか。	参考	頂いたご意見は、詳細な事項であるため、今後の施策検討の参考にさせていただきます。
6	20		電子書籍を活用した視覚障害者等の読書環境の整備	第2点として、電子書籍の利用に関して、今回の改正20条の記述は、資料整備に偏り、「電子書籍を利用する端末」への言及がない。市民への電子書籍利用の啓蒙・啓発を考えれば、改正20条中に明記すべきと考えます。とりわけ、読書バリアフリー法14・15条にかかる、電子書籍の音声再生や点字ディスプレイ、拡大表示できるディスプレイでの再生ができる機器についての館内の整備や、市民への案内・啓蒙・講習活動についても明記してもよいのではないかと。	参考	頂いたご意見は、詳細な事項であるため、今後の施策検討の参考にさせていただきます。

意見公募結果一覧

整理番号	条	項	カテゴリ	意見	規則反映	意見に対する対応方針又は考え方
7	20		電子書籍を活用した視覚障害者等の読書環境の整備	第3点として、改正20条は電子書籍の貸し出しは規定するものの、その再生機器にの貸し出しについて記載がない。墨字資料と異なり、電子書籍はスマホや再生専用機を含む対応した「電子書籍を利用する端末」がないと再生できない。よって、経済状況や有しているデバイス機種によって利用できない情報弱者を生み出すことなく、広く市民が利用できるよう、再生機器の貸し出しについても規定する必要があると考えます。特に上肢障害者や視覚障害者が電子書籍を音声読み上げで利用したい場合に、音声再生に対応していないスマホやタブレットがまだまだ流通していることを踏まえて、障害者が利用できる「電子書籍を利用する端末」の貸し出しについても明示的に規定すべきと考えます。	参考	頂いたご意見は、詳細な事項であるため、今後の施策検討の参考にさせていただきます。
8	20		電子書籍を活用したサービス	第4点として、国際文化都市を名乗る横浜市の図書館規則に従来より「多文化サービス」に関する記述がないのは不思議なことであるが、電子書籍の規格は多言語に対応しており、他方で日本語で記述された資料も電子機器上でテキスト自動翻訳が可能であることから、今後、多言語の電子書籍資料も増えてくることを踏まえて、改正20条または他の条文で、電子書籍等を活用した多文化サービスへの言及をすべきではないか。	参考	頂いたご意見は、詳細な事項であるため、今後の取組の参考にさせていただきます。
9	その他		予約の多い本への対応	いつもお世話になっております。いつもありがたく利用させていただいておりますが、予約人数が多すぎて数ヶ月も待つことが頻繁にあります。巨大な横浜市には図書館が沢山あることと思いますが、そんな中でも、予約人数が多いのに、在庫のある図書館が2-3館しかない、などの本が多々見受けられます。そういった本はもっと導入図書館を増やす、在庫数を増やすなどの努力をしていただけたら、より他地域に誇れる図書館になると思います。予約システムなどでも利用しやすく、受け取りできる出張所なども増えて、横浜市の高い税金を有効活用していただけていると思う面もありますが、何卒よろしくご意見申し上げます。	参考	限られた予算の中、予約の多い図書については、予約の数や所蔵冊数、また同じテーマの本の所蔵状況などを考慮しながら、冊数を検討しています。
10	その他		予約	現在、借り出し可能冊数を10冊にさせていただき、大変ありがたいのですが、もし可能であれば予約可能冊数も10冊にさせていただきませんか。ご検討のほどよろしくお願い致します。	参考	予約冊数を増やすことで、人気の図書への予約数が増え、同じ図書を希望する方をお待たせしてしまう懸念があること、図書の配送量、各図書館で予約の取り置き図書を保管する棚のスペースの不足などの物理的課題があることなどから、予約冊数は6冊としております。
11	その他		返却場所の増設	図書の返却場所を増やしてください。 地区センターや主要駅に返却ポストを設置するなど。	参考	現在のところ、新たに返却場所を設置する予定はありませんが、頂いたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。

整理番号	条	項	カテゴリ	意見	規則反映	意見に対する対応方針又は考え方
12	その他		図書館情報システムについて	<p>第5点として、条文に直接は関係しないが、今回改正で、電子書籍の検索機能を充実させる「蔵書検索ページ」の改修があらうかと思います。</p> <p>現行の「詳細検索画面」で、「資料形態」キーは、利用者が検索テキストを手打ちで入力する必要がありますが、横浜市立図書館がどのように形態を分類・名称付しているかの事前知識は利用者が知る由もなく、電子書籍のみ／除外して検索することの困難が予想されます。「新着資料」ページでは、「資料形態」キーはドロップダウンリストで、「資料選択」キーはオプションボタンでわかりやすく実現していますので、「詳細検索画面」についてもドロップダウンリストやドロップダウンリストを導入して、利用者の検査の負担増をおこさないようにしてほしい。(追記:「配架区分」キーについても、図書館側がどのような分類・名称付を行っているか市民は知る由もないので、この欄もドロップダウンリストとしてほしいです。)</p> <p>また、前回の令和4年改正で貸し出し上限冊数が6冊から10冊に増やしていただきましたが、それに先立って、予告なく「蔵書検索ページ」「詳細検索画面」や「新着資料」の一覧表示件数が1000件から300件へと減らすユーザビリティの減退改修が行われました。貸し出し冊数が増える分、多くの資料リストを見て選びたいところを、不便さが拡大しました。</p> <p>また、現行の「新着資料照会」ページで、日付範囲キーをドロップダウンリストから「1か月前」として検査すると、1500点を超える新着資料がヒットします。これに今後「電子書籍」が上積みされると、さらにヒット点数が増加することが想像出来ます。ユーザビリティを維持するために「一覧表示件数」を十分大きくしていただきたい。また、「上限表示件数」については、現行でも検索でヒットしても見ることができないリストがでていところに電子書籍の上積みで、ヒットしても見ることができないリストがさらに増えないよう、上限を現行より十分に引き上げていただきたい。</p>	参考	令和6年1月15日(月)から稼働する新しい図書館情報システムでは、「資料形態」はチェックボックスで選択ができるようになります。「表示件数」は、皆様のご意見やシステムの負荷等を考慮する必要があるため、頂いたご意見は、今後の参考にさせていただきます。